

## 食品営業許可申請書 (新規・継続)

平成〇〇年 〇〇月 〇〇日

愛媛県知事 〇〇 〇〇 様

黒のボールペンで、枠内のみ記入してください。  
鉛筆書きは不可。

住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)  
〒790-8570 松山市一番町4丁目4-2  
愛媛県庁ビル2F

ふりがな  
申請者 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

えひめしょうかい  
株式会社 愛媛商会

えひめ たろう  
代表取締役 愛媛 太郎 印

生年月日 昭和〇〇年 〇〇月 〇〇日

電話番号 089-〇〇〇-〇〇〇〇

(担当者 〇〇 内線〇〇)

法人の場合は、会社の代表取締役印 (社印は不可)  
個人の場合は、朱肉を使う認印

法人の場合は、担当者名も記入。

営業所	所在地 〒790-〇〇〇〇 愛媛県宇和島市天神町7-1 南予地方局ビル2F
	ふりがな うわじままるまるや 名称 (屋号・商号) 宇和島〇〇屋 電話番号 0895-〇〇-〇〇〇〇

一般に呼称される店の名前を記入。

営業の種類	許可番号及びその年月日 (新規許可申請の場合には、記入する必要はありません。)	備考
飲食店営業		食堂 弁当店、レストランなど、 一般的な分類を記入。

営業設備の概要及び営業所付近の見取図 (継続許可申請の場合には、記入する必要はありません。)

営業施設平面図のコピー及び住宅地図を添付してください。  
手書きの場合は、別紙を参照。

申請者の欠格事項	(1) 食品衛生法 (昭和22年法律第233号) 又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないこと。	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 [該当する□に✓印を付けてください。]	内容 [ ]
	(2) 食品衛生法第55条第1項又は第56条の規定により許可を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しないこと。	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 [該当する□に✓印を付けてください。]	内容 [ ]

注意1 新規許可申請の場合であって、申請者が個人の場合は、記名押印に代えて署名することができます。

2 継続許可申請の場合は、押印する必要はありません。

3 営業所の所在地の欄は、移動営業 (食品衛生法施行条例 (平成12年愛媛県条例第16号) 別表第5の自動車による営業及び露店形態による営業をいう。) に係る新規許可申請の場合には、次の事項を記入してください。

- 営業施設の保管場所
- 主たる営業区域
- 取扱品目
- 自動車登録番号 (自動車による営業の場合に限る。)

4 申請者の欠格事項の欄は、法人にあっては、その業務を行う役員を含めて記入してください。

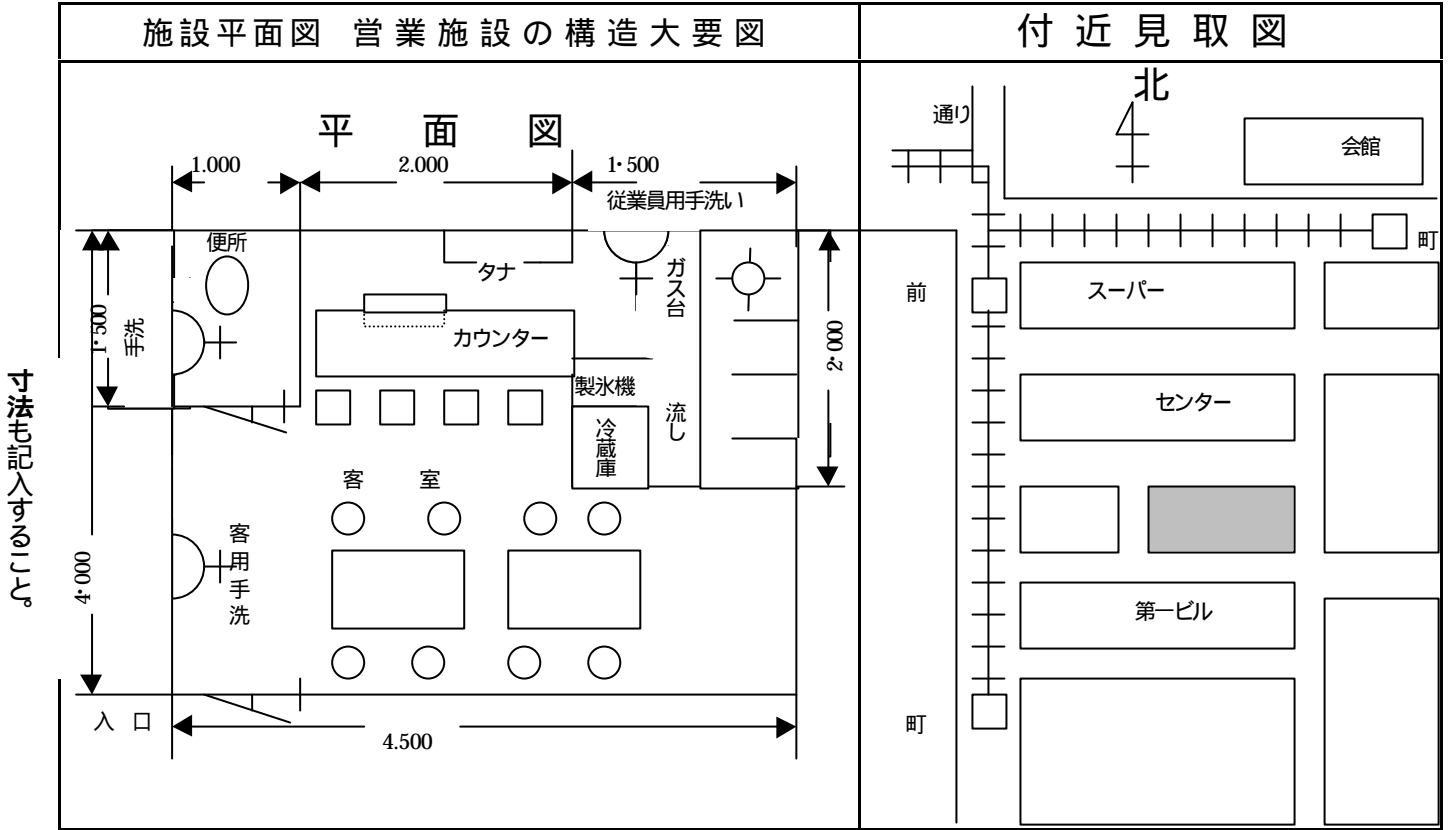
5 裏面は、記入しないでください。

6 次の書類を添付してください。

(1) 定款の写し又は登記事項証明書 (法人の場合に限る。)

(2) 水質検査成績書 (水道法 (昭和32年法律第177号) 又は愛媛県水道条例 (昭和38年愛媛県条例第19号) による水道水以外の水を使用する者に限る。)

「営業設備の大要及び営業所付近の見取図」の記入例



飲食店等の主な施設基準

1	区画	施設は住居及び他の業種と区画し、営業専用のものとする。
2	手洗い設備	便所・客席・調理場には、使用しやすい位置に専用の流水式手洗いを設け、洗浄消毒液を備えること。
3	場所（環境）	施設は不潔な場所に位置しないこと。
4	広さ	食品の取り扱い量（客数）に応じた必要な広さを有すること。
5	廃棄物容器	金属又は合成樹脂製容器等のフタのある清掃しやすい廃棄物容器を備えること。
6	天井	平滑ですき間なく、清掃しやすい明るい色であること。
7	床	耐水性材料（タイル、コンクリート、石材、その他）を用い、平滑で排水のよい清掃しやすい構造であること。
8	内壁	調理場の内壁は床面から1 m以上の高さまで耐水性材料を用い、平滑で清掃しやすい構造であること。
9	防虫・防鼠	開放する窓は網張りとし、排水口には鼠、はえ、ゴキブリ等の侵入を防止する鉄格子、金網等を設けると共に、下水溝、下水孔には蓋をすること。

[ 有効期間審査表 ]

施設によって許可の有効期間が違います。ほとんどの施設日は5年間有効の許可です。

許可のための施設基準とはまったく別個に、下表より施設の堅牢性（建物や器材の大きさ）を審査し、5年から8年の間で施設毎の有効期間が決まります。

審査項目	内 容	適合
1 建物の材質	鉄骨又は鉄筋コンクリート、石材、ブロック、煉瓦造りのもの	
2 天井・内壁・床の材質	コンクリート、モルタル、タイル、ステンレス等耐蝕性金属材のもの（腰張りのある場合は腰張りも）	
3 床・内壁・窓の接合	内壁又は腰張りと床の接合部がR構造で、内壁と窓の下部及び腰張りの接合上部が45度以下の構造のもの	
4 出入口の設備	施設の出入口は自動ドアで、かつ、前室又はエアカーテン等により外部からの汚染対策があるもの	
5 空調・換気設備	機械による室温管理が行われ、かつ、フィルター等を備えた機械式の換気設備があるもの	
6 洗浄・消毒設備	コンクリート、タイル、陶製、ステンレス等の耐蝕性金属材で蒸気又は熱湯の供給が出来るもの	
7 手洗設備	給水栓に手を触れずに使用可能な手洗い専用の設備が設けられている	
8 保管設備	コンクリート、石材、ブロック、煉瓦、ステンレス等耐蝕性金属材であるもの	
9 冷蔵・冷凍設備	コンクリート、タイル、ステンレス等耐蝕性金属材で、組込み式の温度計を備えた機械式であるもの	
10 製造・加工・調理・販売設備	コンクリート、タイル、ステンレス等耐蝕性金属材であるもの、まな板は合成樹脂製であるもの	
11 給水	水道法（昭和32年法律第177号）による水道水であるもの	
12 便所	水洗式のもの	